

福岡県リサイクル総合研究事業化センター3Rメンバーズ 展示会等出展支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福岡県リサイクル総合研究事業化センター3Rメンバーズ（以下「ふくおか3Rメンバーズ」という。）展示会等出展支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象展示会等)

第2条 要綱第3条に定める補助金の対象となる展示会等は、募集小間数が概ね150以上又は出展予定企業が100社以上の展示会等とする。

(補助対象経費)

第3条 要綱第4条に規定する補助対象経費は、小間料、電気設備・器具費、賃貸備品費とし、展示パネル作成費、光熱水費、人件費、旅費等を含まない。

(申請要件)

第4条 要綱第6条に規定する交付申請は、1会員につき1年あたり1回まで、1つの製品・技術・システムについて連続して2年までを限度とする。

(交付申請書の提出)

第5条 要綱第7条に規定する補助金の交付を申請しようとする者は、理事長の定める期日までに、同条に規定する補助金交付申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 要綱第7条の理事長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請企業概要及び出展事業計画書（様式第2号）
- (2) 暴力団排除等に関する誓約書（様式第3号）
- (3) 直近2期分の決算関係書類（写）（ない場合は、最近の事業内容等の概要を記載した書類）
- (4) 出展する展示会等の内容、出展の小間数及び各種費用が確認できる書類
- (5) 出展するリサイクル製品・技術に関する資料（製品カタログ等）

(補助対象者の選定)

第6条 要綱第8条の規定により補助対象者を選定するため、必要に応じて展示会出展企業選定委員会を開催する。選定にあたっては、企業規模、出展するリサイクル製品・技術の出展により期待される効果（新規性、波及効果及び市場規模等）を考慮する。

2 同条に規定する決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 要綱第9条に規定する実績報告は、補助事業実績報告書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金確定通知書)

第8条 要綱第10条に規定する補助事業者への通知は、補助金確定通知書（様式第6号）で行うものとする。

(補助金の請求及び支払)

第9条 補助事業者が補助金の精算払を受けようとするときは、交付額が確定した後、精算払請求書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(広報活動への協力)

第10条 要綱第12条に規定するふくおか3Rメンバーズに関する広報活動への協力とは、ふくおか3Rメンバーズの普及啓発、企画立案のために出展成果の追跡調査に協力すること及び出展成果の発表を行うことをいう。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年1月17日より実施する。